

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年7月9日(2009.7.9)

【公表番号】特表2005-514158(P2005-514158A)

【公表日】平成17年5月19日(2005.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2005-019

【出願番号】特願2003-559370(P2003-559370)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/22 (2006.01)

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/22

A 6 1 B 17/00 3 2 0

A 6 1 M 25/00 3 0 6 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成21年5月22日(2009.5.22)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

管状の長軸(12)と、前記長軸(12)の先端に結合されるフィルタ(11, 111)とを有する血管内フィルタ装置(10, 110)において、

前記長軸(12)の内部を貫通して前記フィルタ(11, 111)に達する吸引管腔(26)が形成され、前記吸引管腔(26)は前記フィルタ(11, 111)上に収集された破片を吸引し、

前記フィルタ(11)は、前記長軸(12)の先端に結合されるフィルタ枠(22)と、前記フィルタ枠(22)に結合されるフィルタ材料(20)とを含み、前記フィルタ材料(20)は、血液の流通は許容するが、生体の管或いは腔を浮遊する破片或いは塞栓の流通は制限する孔或いは開口を有し、

前記フィルタ(11, 111)は拡張形状と縮小形状とに移行され、前記拡張形状の前記フィルタ(11, 111)は円柱状であり、前記長軸(12)が延びる方向の前記フィルタ(11, 111)の寸法を、前記フィルタの直径(D)と称し、前記長軸(12)が延びる方向に対して垂直な方向の前記フィルタ(11, 111)の寸法を、前記フィルタの長さ(L)と称すると、前記拡張形状の前記フィルタ(11, 111)の直径(D)は、前記フィルタの長さ(L)よりも大きく形成されることを特徴とする、血管内フィルタ装置。

【請求項2】

前記フィルタ(11)は、外筒(14)内に折畳可能であり、前記外筒(14)を引き込むことによって前記フィルタ(11)は拡張形状に移行させられる、請求項1記載の血管内フィルタ装置。

【請求項3】

前記血管内フィルタ装置(110)は更に、前記長軸(12)内に滑動可能に配置される拡張部材(132)を有し、前記フィルタ(111)は、前記拡張部材(132)の先端移動によって拡張させられ、前記拡張部材(132)の末端移動によって折り畳まれる

、請求項 1 記載の血管内フィルタ装置。

【請求項 4】

前記拡張部材（132）は、真直な末端部（134）と、コイル状の先端部（136）とを含み、前記フィルタ（111）は、前記先端部（136）が拡張することによって縮小形状から拡張形状に移行させられる、請求項3記載の血管内フィルタ装置。

【請求項 5】

前記先端部（136）は、超弾性合金製であり、前記先端部（136）は熱の設定により拡張させられる、請求項4記載の血管内フィルタ装置。

【請求項 6】

前記拡張部材（132）は、放射線不透過性材料製である、請求項3記載の血管内フィルタ装置。

【請求項 7】

前記フィルタ（11, 111）の前記長さ（L）は、2.5mm未満である、請求項1記載の血管内フィルタ装置。

【請求項 8】

前記フィルタ（11, 111）の前記長さ（L）は、腎動脈の一部と腎臓の接合部において使用可能な長さである、請求項1記載の血管内フィルタ装置。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0011

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0011】

フィルタ11は円板形状及び／又は円柱状に形成される。円柱形状のフィルタ11は直径D及び長さLを有する。フィルタ11が一般的な円錐形状のフィルタとは異なる形状を有するように、直径Dは概して長さLよりも大きい。このような比較的短い或いは僅かな長さを有する特徴は、当該技術分野に属する者に対しては短ランディング域を有するとして記述される。短ランディング域を有することにより、比較的短い或いは従来のフィルタでは接近不能であった血管内位置においてもフィルタ11を利用することができます。例えば、腹大動脈と腎臓の間にある腎動脈の一部の長さは比較的短い。腎動脈と腎臓の接合部における診断或いはその他の処置は、円錐形状を有するフィルタを利用すると容易に実施することができない。なぜならば、フィルタは腎臓内まで延出してしまい、腎臓に損傷を与えるからである。フィルタ11は上述の形状を有することから、フィルタ11を使用することによりこの位置に接近して濾過することができる。フィルタ11の形状により、多くの他の血管内位置においても同様に有益である。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

使用に際して、フィルタ11は外筒14内に収容されるとともに、血管28内を病巣30付近の領域まで前進させられる。血管28は例えば腹大動脈と腎臓の間にある腎動脈である。外筒14は一旦配置させられるとフィルタ11から引き込められ、フィルタ11は拡張形状へ移行させられる。治療用或いは診断用カテーテルが病巣30へ（即ち、軸12或いは外筒14を越えて）前進させられる。処置により解放された塞栓破片はフィルタ材料20により捕獲される。吸引管腔26は破片をフィルタ材料20から吸引するために使用される。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】 0 0 1 8

【訂正方法】 変更

【訂正の内容】

【0 0 1 8】

フィルタ 1 1 1 を拡張させるために、先端部 1 3 6 は軸 1 2 内において概して密接したコイル状とされており、先端部 1 3 6 が軸 1 2 から遠位に前進させられると、図 3 に示すように先端部 1 3 6 が拡張することによりフィルタ 1 1 1 が拡張する。形状記憶合金或いはニッケルチタン合金等の超弾性合金により拡張部材 1 3 2 (或いは少なくとも先端部 1 3 6) を形成するのであれば有益である。本実施形態によれば、先端部 1 3 6 の寸法及び / 又は形状は、熱で設定される先端部 1 3 6 により所望の直径及び長さとなるように予め定められている。本発明の幾つかの実施形態では拡張部材 1 3 2 の別の寸法及び形状を採用する。例えば、拡張部材 1 3 2 は熱の設定により拡張させられるものであり、フィルタ 1 1 1 はある処置においてはより大きな直径を有し、別の処置においてはより小さな直径を有する。